

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

この町の区域及びその名称の変更は、平成20年10月13日からその効力を生ずる。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

目次

告 示		ページ
○町の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(")	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(")	5
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(")	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出	(")	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の休止の届出	(")	6
○地籍調査の事業計画の一部変更	(用地対策課)	6
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定	(建築指導課)	7
高知県選挙管理委員会告示		
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正		7

告 示

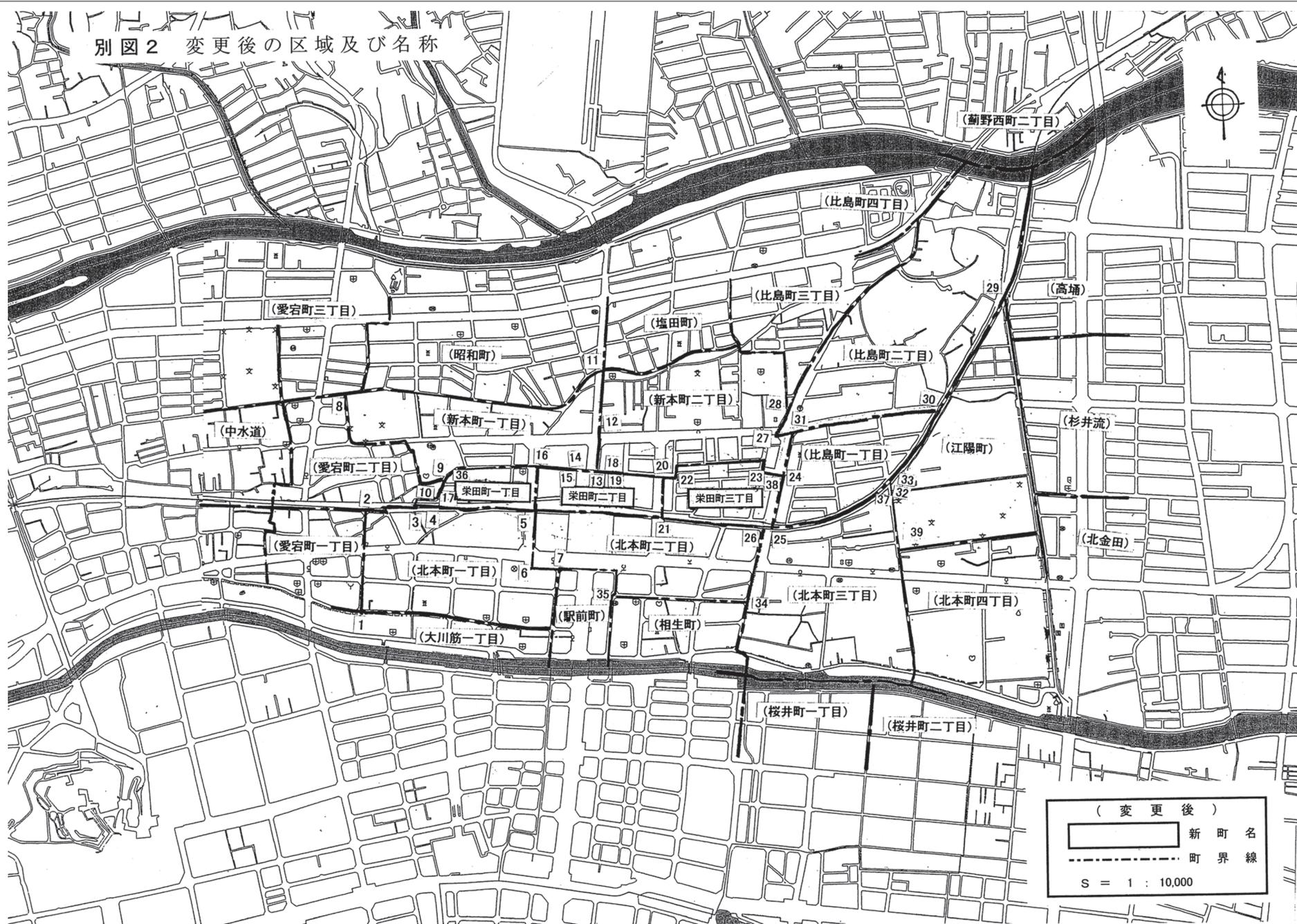
高知県告示第614号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、高知市長から高知市の区域内の別図1に示す町の区域及びその名称を別図2に示すとおり変更する旨の届出があった。

別図1 変更前の区域及び名称



別図2 変更後の区域及び名称



別図2の別表

町の名称	町の区域		
北本町一丁目	1-2-3-4-17-5-6-7-1で囲まれた区域 1-2-3-4 従前のおり(北本町一丁目と愛宕町一丁目、愛宕町二丁目及び栄田町との町界) 4-17 栄田町1番の西側側線 17-5 鉄道高架事業により新設された四国旅客鉄道株式会社(以下「JR四国」という。)土讃線南側側線 5-6 市道江ノ口306号線東側側線 6-7 市道江ノ口2号線南側側線 7-1 従前のおり(北本町一丁目と駅前町及び大川筋一丁目との町界)	5-16 市道江ノ口306号線東側側線 16-15 高知駅周辺土地区画整理事業により新設された道路南側側線 15-14 北口駅前広場西側側線 14-13-18 北口駅前広場北側側線 18-19 北口駅前広場東側側線 19-20 高知駅周辺土地区画整理事業により新設された道路南側側線 20-21 市道江ノ口337号線東側側線 21-5 鉄道高架事業により新設されたJR四国土讃線南側側線	
愛宕町二丁目	2-8-9-36-10-3-2で囲まれた区域 2-8-9 従前のおり(愛宕町二丁目と愛宕町一丁目、中水道、愛宕町三丁目及び新本町一丁目との町界) 9-36 市道江ノ口116号線横断 36-10 市道江ノ口116号線東側側線 10-3-2 従前のおり(愛宕町二丁目と栄田町及び北本町一丁目との町界)	21-20-22-23-38-24-25-26-21で囲まれた区域 21-20 市道江ノ口337号線東側側線 20-22 市道江ノ口356号線南側側線 22-23 高知駅周辺土地区画整理事業により新設された道路南側側線 23-38 市道江ノ口357号線南側側線 38-24 県道249号(後免中島高知線)横断 24-25 県道249号(後免中島高知線)東側側線 25-26-21 鉄道高架事業により新設されたJR四国土讃線南側側線	
新本町一丁目	9-8-11-12-13-14-15-16-36-9で囲まれた区域 9-8-11-12 従前のおり(新本町一丁目と愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、昭和町及び新本町二丁目との町界) 12-13 市道江ノ口3号線東側側線 13-14 北口駅前広場北側側線 14-15 北口駅前広場西側側線 15-16 高知駅周辺土地区画整理事業により新設された道路南側側線 16-36 市道江ノ口116号線南側側線 36-9 市道江ノ口116号線横断	13-12-11-28-27-31-24-38-23-22-20-19-18-13で囲まれた区域 13-12 市道江ノ口3号線東側側線 12-11-28 従前のおり(新本町二丁目と新本町一丁目、塩田町及び比島町三丁目との町界) 28-27 県道249号(後免中島高知線)西側側線 27-31 県道249号(後免中島高知線)横断 31-24 県道249号(後免中島高知線)東側側線 24-38 県道249号(後免中島高知線)横断 38-23 市道江ノ口357号線南側側線 23-22 高知駅周辺土地区画整理事業により新設された道路南側側線 22-20 市道江ノ口356号線南側側線 20-19 高知駅周辺土地区画整理事業により新設された道路南側側線 19-18 北口駅前広場東側側線 18-13 北口駅前広場北側側線	
栄田町一丁目	4-3-10-36-16-5-17-4で囲まれた区域 4-3-10 従前のおり(栄田町と北本町一丁目及び愛宕町二丁目との町界) 10-36-16 市道江ノ口116号線南側側線 16-5 市道江ノ口306号線東側側線 5-17 鉄道高架事業により新設されたJR四国土讃線南側側線 17-4 栄田町1番の西側側線	27-28-29-30-31-27で囲まれた区域 27-28 県道249号(後免中島高知線)西側側線 28-29-30 従前のおり(比島町二丁目と比島町三丁目、比島町四丁目、薮野西町二丁目、高埴及び江陽町との町界) 30-31 市道江ノ口173号線南側側線 31-27 県道249号(後免中島高知線)横断	
栄田町二丁目	5-16-15-14-13-18-19-20-21-5で囲まれた区域	25-24-31-30-33-25で囲まれた区域	

	25-24-31 県道249号（後免中島高知線）東側側線 31-30 市道江ノ口173号線南側側線 30-33-25 鉄道高架事業により新設された J R 四国土讃線南側側線
江陽町	39-37-32-33-30-29-39で囲まれた区域 39-37 従前のおり（江陽町と北本町三丁目との町界） 37-32 従前のおり（比島町一丁目と北本町三丁目との町界） 32-33 比島町一丁目49番3の南側側線 33-30 鉄道高架事業により新設された J R 四国土讃線南側側線 30-29-39 従前のおり（江陽町と比島町一丁目、比島町二丁目、高埴、杉井流、北金田及び北本町四丁目との町界）
北本町三丁目	34-26-25-33-32-37-39-34で囲まれた区域 34-26 従前のおり（北本町三丁目と北本町二丁目との町界、北本町二丁目と比島町一丁目との町界及び比島町一丁目と栄田町との町界） 26-25-33 鉄道高架事業により新設された J R 四国土讃線南側側線 33-32 比島町一丁目49番3の南側側線 32-37 従前のおり（北本町三丁目と比島町一丁目との町界） 37-39-34 従前のおり（北本町三丁目と江陽町、北本町四丁目、桜井町二丁目、桜井町一丁目及び相生町との町界）
北本町二丁目	7-6-5-21-26-34-35-7で囲まれた区域 7-6 市道江ノ口2号線南側側線 6-5 市道江ノ口306号線東側側線 5-21-26 鉄道高架事業により新設された J R 四国土讃線南側側線 26-34-35-7 従前のおり（比島町一丁目と栄田町との町界並びに北本町二丁目と比島町一丁目、北本町三丁目、相生町及び駅前町との町界）

高知県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たかはし皮フ科	四万十市具同田黒二丁目12番49号	平20・9・1
西田順天堂薬局	南国市駅前町三丁目1-39	〃 〃 〃
中町店		
具同なのはな薬局	四万十市具同田黒二丁目12番48号	〃 〃 〃
しまんと薬局	〃 中村大橋通六丁目3-7	〃 〃 〃

高知県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
川村薬局	四万十市中村天神橋26	平20・8・31

高知県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年6月16日	佐川町 高岡郡佐川町甲1650番地2	介護老人保健施設希望 高岡郡佐川町甲1687番地 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護

平成20年6月27日	四国部品株式会社 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下232番地1	介護サービスなごみ中芸事業所 安芸郡田野町1456番地45 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	田野町デイサービスセンター桃山 安芸郡田野町1456番地45 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスセンターたいよう 〃 安芸郡安田町西島72番地1 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスなごみ 高岡郡越知町越知甲1580番地1 通所介護 介護予防通所介護
〃	〃	介護サービスなごみ高知事業所 高岡郡越知町越知甲1580番地1 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターわだじま 高岡郡檮原町川西路2320番地1 通所介護 予防通所介護
〃	〃	介護サービスなごみ檮原事業所 高岡郡檮原町広野379番地 訪問介護 介護予防訪問介護

平成20年7月1日	株式会社GREEN 土佐市高岡町丙466番地1 ハイツナカウチ101	訪問介護事業所さくらんぼ 土佐市高岡町丙466番地1 ハイツナカウチ101 訪問介護 介護予防訪問介護
平成20年8月1日	東洋町 安芸郡東洋町生見758番地3	東洋町訪問介護事業所 安芸郡東洋町生見756番地8 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年3月31日	社会福祉法人土佐香美福祉会 香美市土佐山田町550番2	デイサービスセンターやまだ通所介護事業所 香美市土佐山田町550番2 認知症対応型通所介護 予防認知症対応型通所介護

高知県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類

平成20年4月1日	社会福祉法人藤寿会 南国市大桶乙1072番地1	南国市ホームヘルプサービスたんぼぼ 南国市大桶乙1072番地1 訪問介護 介護予防訪問介護
平成20年4月30日	有限会社クリスプロジェクト 土佐市高岡町甲1889番地37	病院通薬局 土佐市高岡町甲1893番地1 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	病院通薬局須崎店 須崎市中町一丁目3番地4 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年6月10日	株式会社美空 南国市十市1524番地2	居宅介護支援事業所みそら 南国市十市1524番地2 居宅介護支援事業所

高知県告示第621号

平成20年5月高知県告示第308号及び平成20年7月高知県告示第471号で告示した平成20年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う	調査地域	調査期間

変更前	北川村	安芸郡北川村島、久江ノ上及び和田の各一部	平成20年度中
変更後		安芸郡北川村島、久江ノ上、和田及び久木の各一部	
変更前	四万十町	高岡郡四万十町若井川及び峰ノ上の各一部	"
変更後		高岡郡四万十町若井川、峰ノ上及び高野の各一部	

高知県告示第622号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成20年10月7日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大埴字七反畑甲2245番地1	南国市大埴字染殿甲2262番地3	27.0	110.0
南国市後免町一丁目165番地2	南国市後免町一丁目180番地1	20.1	59.0

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第68号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成20年10月7日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

別記第24号様式その2を次のように改める。

(その2) (衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示)

名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 名簿届出政党等の名称	衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示 年 月 日 執行 市(町・村) 選挙管理委員会
	順位			
	(ふりがな) 氏名			
	順位			
	(ふりがな) 氏名			
	順位			
	(ふりがな) 氏名			
	順位			
	(ふりがな) 氏名			
	順位			

- 備考 1 第50条第3項の規定により県委員会が通知した順序に従って、上から順に揭示する。
- 2 「名簿届出政党等の名称」欄、「略称」欄及び「名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」欄の「氏名」欄については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付け、「名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」欄の「順位」欄については横書きとする。

附 則

この告示は、平成20年10月7日から施行する。